

第246回公益認定等委員会
公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング・意見交換 抜粋版
—議事要旨—

1. 日時：平成25年7月26日（金）13：30～14：30
2. 場所：虎ノ門37森ビル12階 委員会室
3. 出席者：
（委員）山下委員長、雨宮委員長代理、恵委員、小森委員、門野委員、北地委員
（事務局）高野局長、水上次長、山内総務課長
4. 議事：
（1）公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング・意見交換（その6）
大阪大学大学院国際公共政策研究科 山内直人教授
5. 議事概要：
（1）公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング・意見交換（その6）
大阪大学大学院国際公共政策研究科の山内教授から資料に沿って説明の後、委員との意見交換を行った。（○：委員等、◎：山内教授）
 - 公益法人やNPOが社会に根付くためには、市民からの信頼が必要だが、その方法の一つである情報公開は、日本ではまだあまり洗練されていないように思う。どのような改善策があるか。
 - ◎ 日本では、義務付けられているものだけ情報公開すればよいと誤解している。アメリカやイギリスでは、アニュアルレポート（年次報告）やホームページが重視されている。年次報告では、BS、PLは各1枚程度で、寄付者のリストが多くを占める。寄付を考えている人は、寄付者のリストを見て寄附先を判断することが多く、必ずしも財務諸表を見て判断しているわけではない。日本の公益法人等に対しては、活動内容を分かりやすく紹介するノウハウを中間支援団体等が教えることが大事だと思う。
 - 公益認定等委員会が保有する公益法人情報の提供方法や調査機能について、委員会が持つ情報を研究者に提供し、一緒に研究していくことが重要と考えるが、いかがか。
 - ◎ 英国チャリティーコミッションでは、コンサルタント会社等と協力して調査を行っているようで、外部委託するやり方もあると思う。
 - 資料にあるエクセレントNPOの評価体系は、世界の評価大系と比較してどのような違いがあるか。また、公益法人の評価体系はあるか。
 - ◎ 資料の評価体系は、小規模な法人が念頭にあるため、収入多様性の評価を重視している。例えば、行政からの補助金の割合が多い法人は、補助金がなくなるとやっていけなくなる。アメリカの場合は、大学、美術館や病院などの大きな法人の評価も行っているため、それに応じた項目となっている。なお、資料の評価体系は、広い意味での非営利団体全体の評価体系であるため、ある程度は公益法人の評価にも当てはまると思う。
 - 資料にあるファンドレイザーの養成とは、資金調達のプロの養成か、それとも、財団法人とかNPOで無償で働くような者の養成という意味か。
 - ◎ 日本の場合、まだプロのファンドレイザーの養成は時期尚早だが、資格制度を確立し、小規模団体を含め非営利団体のファンドレイジングを担う有資格者の養成をすべきと思う。プロのファンドレイザーを雇える団体は日本ではまだ少なく、アメリカでも大きな大学などに限られている。

- 日本の場合、法人が言わば受け身で、費用を掛けてまで寄付を集めるという意識も余りないなど、他の活発的な国との距離を感じる部分がある。
- ◎ 日本にも潜在的な寄付者は多くいると思うが、非営利団体側に、潜在的寄付者を掘り起こし、寄付をする気にさせる努力が足りない。NPOに寄付するより地方自治体に寄付する人も結構いる。もっとNPO・非営利団体の活動を世の中に知ってもらい、潜在的な寄付者が非営利団体に寄付する気にならないと変わらない。
- 資料のデータをみると、日本では寄付が非常に少ないことが分かる。新公益法人制度では、寄付を集めるために、オープンな情報公開が重要だと思っている。この表にはアメリカとイギリスがないが、アメリカなどはどのような状況なのか。
- ◎ アメリカでは、個人が平均して所得の2%ぐらい寄付している。日本でも寄付が増えてきてはいるが、だいたい0.2%程度ではないか。
- アメリカでは資産家が多いため、極端に多い額を寄付する人も多いと思うが、非営利団体の収入源構成では、寄付の割合は大きいのか。
- ◎ アメリカでは非営利団体の収入に占める寄付の割合は十数%であり、政府からの補助金等が30%ぐらいある。
- 日本と比べると、事業収入と寄付のバランスで、アメリカは寄付が多いということか。イギリスは、もっと寄付の割合が多いのか。
- ◎ イギリスの非営利団体の収入に占める寄付の割合は日本よりは多いが、イギリスも含めヨーロッパでは概して政府からの補助金が多い。ベルギーなどは7割近くが政府からの収入である。
- タイが寄付の割合が大きいのは、宗教法人が入っているからか。
- ◎ 他の国の数値にも宗教法人は入っているが、各国で宗教の占める割合は違う。
- 日本の制度は収支相償や遊休財産保有規制が厳格であるとの指摘があるが、アメリカやイギリスと比べても厳しい内容となっているのか。
- ◎ アメリカでは、外部に利益を分配してはならないが、剰余金の法人内部での蓄積は認められている。ただし、財団には毎年一定の支出をするペイアウト規制が課せられている。日本の新公益法人制度の収支相償は、フローでのバランスを求める制度となっている。NPO法人にもこのような考え方はなく、かなり厳格な収支相償の規制がかけられていると思う。
- 資料の3~5ページに記載されている国は、どのような基準で選択したのか。
- ◎ データは、米国ジョーンズ・ホプキンス大学を中心に1990年代からやっている国際比較プロジェクトのものである。当初は労働市場全体に占めるNPOスタッフの割合等について調査し、40か国程度が参加していたが、最近では政府統計局が作成する国民経済計算（GDP統計）並の精度で非営利部門の統計を作るという方針になっており、国連統計局と一緒に各国の政府統計局に働きかけ、手を挙げた国が参加している。

（文責：公益認定等委員会事務局。速報のため事後修正の可能性あり）